

令和5年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年3月27日開会
令和5年3月27日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局出席職員	2
開会宣告	2
開議宣告	2
広域連合長挨拶	2
仮議席の指定	3
日程1 議席の指定	3
日程2 会期の決定について	3
日程3 会議録署名議員の指名	3
日程4 福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙	3
日程5 第1号議案 令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	4
日程6 第2号議案 令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	4
提案理由説明	
○東村広域連合長	4
採 決	5
日程7 第3号議案 福井県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	6
提案理由説明	
○東村広域連合長	6
採 決	6
日程8 第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	6
提案理由説明	
○東村広域連合長	6
採 決	7
日程9 第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	7
提案理由説明	
○東村広域連合長	7
採 決	7

日程10 議員提出議案第1号 福井県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に 関する条例の制定について	8
提案理由説明	
○末本幸夫議員	8
採 決	8
日程11 一般質問	
○古屋信二議員	8
閉議宣告	1 1
広域連合長挨拶	1 1
閉会宣告	1 2

令和5年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第1号 議案	令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	広域連合長	5.3.27	5.3.27	原案可決
第2号 議案	令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	原案可決
第3号 議案	福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを求めることについて	〃	〃	〃	原案可決
第4号 議案	福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	〃	〃	〃	原案可決
第5号 議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	原案可決
議員提出議案 第1号	福井県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について	末本幸夫 議員	〃	〃	原案可決

令和5年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月 日	曜	時 間	会議	場 所	会議事項
3月27日	月	午後2時21分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	開会、議案上程、 採決、一般質問、 閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年3月27日（月曜日）午後2時21分開会

令和5年3月27日、定例会が福井県自治会館多目的ホール(議場)に招集されたので、会議を開いた。

する条例の制定について

日程11 一般質問

○議事日程

日程1 議席の指定

日程2 会期の決定

日程3 会議録署名議員の指名

日程4 福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙

日程5 第1号議案 令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程6 第2号議案 令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程7 第3号議案 福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程8 第4号議案 福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程9 第5号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程10 議員提出議案第1号 福井県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関

○出席議員（21人）

1番 浅野 好一君 2番 中道 恭子君
3番 小澤 長純君 5番 小幡 憲仁君
6番 松井 榮治君 7番 今井 富雄君
8番 末本 幸夫君 9番 水津 達夫君
10番 砂田 竜一君 11番 吉田 啓三君
12番 飯田 拓見君 13番 喜村喜代治君
14番 笠原 秀樹君 16番 乾 章俊君
17番 岩佐 武彦君 18番 堀江 廣海君
19番 加藤 貞信君 20番 平野 時夫君
21番 古屋 信二君 22番 前田 嘉彦君
23番 中村勘太郎君

○欠席議員（2人）

4番 山口 和治君 15番 梅林 厚子君

○説明のため出席した者

広域連合長 東村 新一 君
副広域連合長 杉本 博文 君
代表監査委員 重森 宣彦 君
事務局長 小江畑 功 君
事務局次長 橋詰 正弘 君
業務課長 細川 秀樹 君
業務課長補佐 小川 裕之 君

○事務局出席職員

書 記 内田 俊一

書 記 今村 勝之

○議長（堀江廣海君） 令和5年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日召集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立をしました。よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、4番 山口和治議員、15番 梅林厚子議員の2名であります。

ここで、広域連合長より発言が求められておりますので、許可します。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 本日ここに、令和5年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、日頃より本広域連合の運営につきまして格別の御支援、御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、令和4年9月に出された国の推計によりますと、75歳以上の人口は1,964万人で、総人口の15.8%、前年推計に比べて75万人増であり、令和4年から令和7年にかけて全ての団塊の世代が後期高

齢者となるため、今後ますます被保険者数は増加していくと見込まれております。

また、令和5年度の後期高齢者の医療費は、国全体で約19.2兆円と見込まれ、こちらもさらに増加することが見込まれています。

このような中、負担能力のある後期高齢者の保険料の賦課限度額の引上げや、負担割合が増している現役世代の保険料負担の抑制など、国では高齢者を全世代で公平に支え合うための制度の見直しが検討されています。

当広域連合におきましては、令和5年度の予算編成に当たり、被保険者数の増加等の理由により、医療費について増額で計上いたしましたところです。

今後の後期高齢者医療制度の運営は厳しい状況ですが、引き続き構成市町や関係機関等と協力し、長寿健康診査や、保健事業と介護予防の一体的な実施など、被保険者の健康寿命延伸のための施策を積極的に実施し、持続可能な保険制度となるよう努めてまいります。

議員各位におかれましても、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、令和5年度一般会計予算、令和5年度特別会計予算、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、後期高齢者医療に関する条例の一部改正の計5議案を御

提案させていただきます。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀江廣海君） 議事に先立ちまして、ここで御報告を申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、大野市の川端義秀議員が議員の任期を満了されました。

任期満了に伴い、新たに当広域連合議会議員となられました方を御紹介申し上げます。

氏名を事務局に朗読させます。

○事務局（内田俊一書記） それでは、命によりまして、氏名を朗読いたします。

梅林厚子議員、以上でございます。

○議長（堀江廣海君） なお、このたび新たに選出されました議員につきましては、15番の議席を仮議席に指定します。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1、議席の指定を行います。

今回、新たに本広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をします。

議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

○事務局（内田俊一書記） それでは、命によりまして、議席番号と氏名を朗読いた

します。

15番 梅林厚子議員、以上でございます。

○議長（堀江廣海君） 次に、日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、1番 浅野好一議員、2番 中道恭子議員を指名します。

次に、日程4、福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名は議長において行いたいと存じます

が、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員には、勝山市、牧野敏孝君、鯖江市、濱野和広君、永平寺町、岩口清志君、以上3名を指名します。

続いて、補充員の指名をします。

なお、委員に欠員が生じた場合の補充順位は、指名順とします。

補充員には、勝山市、笠川吉盛君、鯖江市、田中あけみ君、永平寺町、吉岡龍人君、以上3名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方々を、福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した方々が福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員に当選されました。

次に、日程5、第1号議案、令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び日程6、第2号議案、令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を、会議規則第35条の規定により、一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第1号議案、令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び第2号議案、令和5年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、令和5年度の予算編成に当たりましては、広域計画の基本方針の実現や、第2期保健事業実施計画に掲げている目標の達成に向け、構成市町等との協議等を通じ、現状やニーズを把握し、課題等に対応すべく編成いたしました。

それでは、第1号議案、一般会計予算から御説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。

令和5年度の一般会計予算であります。予算総額を6億3,212万5千円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしたしましては、第1款 分担金及び負担金に、構成市町からの負担金として6億3,143万6千円を計上しております。

また、歳出の主なものとしたしましては、第1款 議会費に1,47万8千円を、第2

款 総務費に、広域連合の運営に要する経費として1億5,900万5千円を、第3款 民生費に、後期高齢者医療特別会計への繰入金として4億6,964万1千円を計上いたしました。

次に、第2号議案、後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。

令和5年度の特別会計予算であります、予算総額を1,101億4,754万5千円と定め、一時借入金の借入れの最高額を80億円と定めるものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、第1款 市町支出金に、被保険者からの保険料及び構成市町の療養給付費の定率負担金として、206億6,242万7千円を計上いたしました。

第2款 国庫支出金に、療養給付費及び高額医療費の定率負担金並びに調整交付金などとして、359億6,224万3千円を計上いたしました。

第3款 県支出金に、療養給付費及び高額医療費の定率負担金などとして、92億9,618万円を計上いたしました。

第4款 支払基金交付金に、現役世代の方々からの支援金である交付金として、437億678万5千円を計上いたしました。

第8款 繰入金に、一般会計及び療養給付費等準備基金からの繰入金として、4億

6,964万2千円を計上いたしました。

5ページを御覧ください。

歳出の主なものといたしましては、第1款 総務費に、制度運営に係る経費4億8,315万7千円を、第2款 保険給付費に、療養の給付に係る費用、高額療養費、葬祭費などとして、1,091億7,518万2千円を計上いたしました。第5款 保健事業費に、構成市町が実施する長寿健康診査事業への補助金などとして、3億8,848万4千円を計上いたしました。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江廣海君) ただいま説明のありました第1号議案及び第2号議案について、質疑を許可します。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) 討論なしと認めます。

それでは、第1号議案及び第2号議案を一括して採決してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) お諮りします。

第1号議案及び第2号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) お座りください。

起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程7、第3号議案、福井県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(東村新一君) 議長、広域連合長。

○議長(堀江廣海君) 広域連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第3号議案、福井県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案7ページを御覧ください。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から当広域連合においても個人情報保護法が直接適用されることとなるため、現行の福井県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止し、新たに法律により条例に委任された事項等について定める本条例を制定するものです。

なお、条例の施行期日は令和5年4月1日です。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江廣海君) ただいま説明のありました第3号議案について、質疑を許可

します。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) 討論なしと認めます。

それでは、第3号議案の採決を行います。お諮りします。

第3号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) お座りください。

起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程8、第4号議案、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(東村新一君) 議長、広域連合長。

○議長(堀江廣海君) 広域連合長。

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第4号議案、福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案11ページを御覧ください。

令和5年4月1日から当広域連合にも適

用される個人情報保護に関する法律には、個人情報保護審査会に関する規定が定められていることから、現行の福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止し、法律に即した審査会の運用が行えるよう、この条例を制定するものです。

なお、条例の施行期日は令和5年4月1日です。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第4号議案について、質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 討論なしと認めます。

それでは、第4号議案の採決を行います。お諮りします。

第4号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀江廣海君） お座りください。

起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程9、第5号議案、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する

条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域連合長。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第5号議案、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案17ページを御覧ください。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、低所得者に対する被保険者均等割軽減に係る算定基準額が変更となることから、その内容に合わせ条例の一部を改正するものです。

なお、改正条例の施行期日は令和5年4月1日です。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第5号議案について、質疑を許可します。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江廣海君） 討論なしと認めます。

それでは、第5号議案の採決を行います。お諮りします。

第5号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) お座りください。起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程10、議員提出議案第1号、福井県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○議員(末本幸夫君) 議長、末本幸夫。

○議長(堀江廣海君) 末本議員。

○議員(末本幸夫君) ただいま上程されました議員提出議案第1号、福井県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の制定について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号を御覧ください。

当広域連合議会における個人情報の保護につきましては、これまでは当広域連合個人情報保護条例で規制されていましたが、地方議会は令和5年4月1日から施行される個人情報の保護に関する法律の適用外とされたことから、これまでと同水準の規制を独自に設け、議会における個人情報の適正な保護を図るため、この案を提出するものであります。

どうか議員皆様方の御了承、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(堀江廣海君) ただいま説明のあ

りました議員提出議案第1号について、質疑を許可します。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀江廣海君) 討論なしと認めます。

それでは、議員提出議案第1号の採決を行います。

お諮りします。

議員提出議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) ありがとうございます。

起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程11、一般質問を行います。

21番、古屋信二君の一般質問をお受けします。

○議員(古屋信二君) 議長、古屋信二。

○議長(堀江廣海君) 21番、古屋信二君。

○議員(古屋信二君) 21番、坂井市議会議員、古屋信二です。通告に従い、一般質問を行います。

後期高齢者医療制度がスタートしてから15年が経過しようとしております。

この間、構成市町との緊密な連携の下、後期高齢者の医療提供により、12万4千人の後期高齢者の安全・安心な暮らしの実現に向け、懸命に取り組んでこられてきたのだと思います。

昨年10月には大きな制度改正があり、一定以上の所得がある高齢者の医療費の窓口負担割合が2割になりました。

今回の窓口2割負担、保険料の改定は、高齢者の方にとっては非常に厳しいという声を私も地元の中で聞いております。

後期高齢者の給付と負担水準を当事者である被保険者が理解し議論することが、制度を運営していく中で非常に重要であるということだと思いますが、そこで、医療制度の根幹である保険料について、3つ質問させていただきます。

まず1つ目は、後期高齢者医療制度の財政運営期間は2年とされており、法律により2年ごとの保険料の見直しが行われ、令和4年度は改定の年度であったわけですが、なかなか被保険者の方が、他県と比べて高いのか、安いのか、知るきっかけというものがなかったので、単純に考えますと、1人当たりの医療費が高ければ保険料も高くなるのかなと思います。全国的な状況も含めて説明をお願いいたします。

2つ目は、後期高齢者医療財政安定化基金についてお伺いをします。

後期高齢者医療制度の仕組み上、団塊の世代の後期高齢者への加入と制度を支える

現役世代の減少によって、保険料率は上昇を続けることとなります。

コロナ禍における収入の減少や窓口2割負担の導入という状況の中、一般財源を投入しても保険料の急激な上昇を抑えるべきであると思います。

保険料が過度な負担とならないよう、財政安定化基金を活用する方法もあったと考えますが、活用しなかった理由は何でしょうか。

最後に、最近よく新聞等で目にするのが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、後期高齢者に対しても負担を求めていくということであるが、過去の保険料改定以上に難しい状況の中での保険料の算定となるわけですが、医療費の減少が見通せない状況において、広域連合として今後の保険料についてどのように捉えているのでしょうか。

以上3点の質問となります。よろしくお願いたします。

○議長（堀江廣海君） 古屋君の質問に対する理事者の答弁を求めます。

○事務局長（小江畑功君） 議長、事務局長。

○議長（堀江廣海君） 事務局長。

○事務局長（小江畑功君） 古屋議員の一般質問に対しまして、答弁いたします。

3つ質問をいただいております。まず1つ目、本県の保険料の全国的な状況につきまして説明いたします。

保険料につきましては、御存じのとおり、均等割額と所得割額の合計額でございます。

令和4年度及び5年度現在の保険料率につきましては、均等割額で4万9,700円、所得割9.7%で御負担をいただいております。

被保険者1人当たりの平均保険料額は年間7万4,754円で、前年度から4,246円、7.2%の増という現状でございます。

これは全国で14番目に高い保険料でございます。伸び率でいいますと全国で3番目、増減額では全国で2番目という現状でございました。

2つ目の後期高齢者医療財政安定化基金の活用についてでございます。

財政安定化基金は、保険料不足、財源不足を補うために、国と県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ拠出し、県に設置している基金でございます。

現在の基金残高は19億9千万円で、1人当たりの残高では全国で5位の状況でございます。

なお、法令の附則によりまして、財源不足等のほかに、保険料率の上昇抑制のためにも使うことができるという規定はございますが、残念ながら、過去に安定化基金を使った実績はございません。

しかしながら、他県の例を見ますと、32広域連合につきましては、過去に保険料上昇のため同基金を活用しているという事例もございます。

そういうことも含めまして、次回の改定時に当たりましては、保険料の上昇を抑えられるよう、財政安定化基金の活用につきましては、県に対して私どもも働きかけまして、協議を進めていくというふうに考えております。

3つ目、次期保険料率の見通しでございます。

増え続ける医療費に対しまして、この制度を持続させ、被保険者への必要な医療を安定して届けるためには、何より医療給付の財源の確保が最も重要な課題であるというふうに考えております。

そのためには、国、県、市町の公費、現役世代からの支援金、被保険者の負担する保険料をバランスよく全世代の方々に負担していただくことが不可欠であろうというふうに存じます。

現在国では、全世代対応型の社会保障制度の構築に向けまして、医療保険制度を見直すこととしておりまして、その中で、後期高齢者につきましても、その負担能力に応じて御負担いただく必要があるという方向で見直しが進んでおります。

この制度の見直しに当たりましては、国のほうにおきましても負担増を緩和する措置は取られるようではありますが、財政安定化基金等の活用を含め、当広域連合につきましても、これ以上過度な負担とならないよう、様々な方策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（古屋信二君） 議長、古屋信二。

○議長（堀江廣海君） 古屋議員。

○議員（古屋信二君） どうも答弁ありがとうございました。

ちょっと再質問させていただきたいと思
います。

先ほどの全員協議会のときにも県の補助
金のことで質問させていただきましたが、
県の役割としては、後期高齢者医療制度の
運営について健全かつ円滑に行われるよう、
財政支援のほか、広域連合と市町村に必要
な助言及び適切な援助をするものと法令で
定められているわけなので、先ほどもちょ
っと述べさせていただきました財政安定化
基金の活用を含めて、広域連合として、他
広域でも見られるように、県に対しても強
く要望書を提出するというのはどうでしょ
うか。事務局としての考えをお聞かせくだ
さい。

○事務局長（小江畑功君） 議長、事務局
長。

○議長（堀江廣海君） 事務局長。

○事務局長（小江畑功君） お答えいたし
ます。

議員おっしゃるのは重々ございまして、
当広域連合といたしましては、基金の活用
につきまして、まずは県と十分な協議を進
めることとしておりますが、場合によっ
ては、今後必要に応じて、知事への要望も含
めまして、引き続き県に強力に働きかけて

いきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（古屋信二君） 議長、古屋信二。

○議長（堀江廣海君） 古屋議員。

○議員（古屋信二君） どうもありがた
うございます。

今後の状況を次の議会で報告していただ
くということをお願いしまして、私からの
質問は以上とさせていただきます。どうも
ありがとうございました。

○議長（堀江廣海君） 以上で、通告によ
る発言は全て終了しました。

これで一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全
て終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申出があ
りますので、これを許可します。

○広域連合長（東村新一君） 議長、広域
連合長。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 令和5年第
1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定
例会が閉会されるに当たり、一言お礼を申
上げます。

本日提案させていただきました各議案に
つきまして、慎重なる御審議をいただき御
賛同を賜りましたことに厚くお礼を申し上
げます。

今後も、構成市町をはじめ関係機関とし
っかり連携を図りながら、制度の円滑な事
業運営に努めてまいります。

間もなく令和4年度が終了し、新しい年度を迎えますが、議員各位には、この1年間大変お世話になりましたことを厚くお礼申し上げますとともに、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（堀江廣海君） 以上で本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和5年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午後2時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長

堀 込 廣 希

署名議員

浅野 好一

署名議員

中道 恭子